

しだちくだより

名古屋市志段味地区会館



令和3年度 2月号

志段味地区会館

〒463-0003

名古屋市守山区下志段味 横堤1390-1

☎052-736-4767

志段味地区会館自主事業

Live in SHIDA-CHIKU VOL.02

ライブ・イン・シダチク

今年もキター!!!



Ryuji Kojima



Hiromi Onodera

アタタのために歌おう!



Steve Igami



Akiushi Shimazaki



Hidetoshi Nishida



Tomoya Noda

令和3年 3月21日(日) 午後13:30開演(午後13:00開場)

志段味地区会館 体育室

名古屋市守山区下志段味字横堤 1390-1

入場無料(要整理券 定員100名)

※整理券は1月5日より志段味地区会館事務所にて配布します。

出演:小島龍治(Vo)・小野寺ひろみ(Gt/Vo)

西田英敏(Gt)・伊神"Steve"弘章(Ba)・島崎敦史(Key)・野田智也(Dr)

主催:志段味地区会館(052-736-4767)

※駐車場に台数の限りがございますので公共交通機関をご利用ください。
※本公演は新型コロナウイルス感染対策ガイドラインに従い実施します。

チケット配布

ライブ イン シダチク

3月21日(日)

午後13:30開演

入場無料

出演:小島龍治(Vo)

小野寺ひろみ(Gt/Vo)

西田英敏(Gt)

伊神"Steve"弘章(Ba)

島崎敦史(Key)

野田智也(Dr)



各種教室 生徒・メンバー募集中！

種別	グループ名	募集	曜日(予定)	時間帯	種別	グループ名	募集	曜日(予定)	時間帯
英会話	ABCバニーズ	○	火・木・金	午前～午後2	読書作文	ことばの窓	○	水	午後2・夜間
	ラスティ英会話	○	水	午後2	絵画	アトリエSHIN	○	金	午後2
	English Garden	○	木	午後2	バイオリン	子どもバイオリン教室	○	火	午後1～夜間
そろばん	渡辺そろばん	○	土・日	夜間	空手	ライジング己道会	○	火	午後2
	井口そろばん	○	水・金	午後2	ダンス	Kid'sダンス	○	木	午後2
書道	紫泉書道教室	○	月・火・金	午後2～夜間	フラダンス	フラ・オ・マヒナ	○	火	夜間
	ゆきお書道教室	○	水・木・土	午後2・夜間					

※詳しくは活動日に直接、代表の方にお聞きください。

種別	グループ名	募集	曜日(予定)	時間帯	種別	グループ名	募集	曜日(予定)	時間帯
ヨガ	ヨガCocoon	○	土	午前	ボクササイズ	ボクササイズ竹本啓哉	○	水	午前
	美・YOGAサークル	○	水	午後1	気功	さわやか気功	○	水	午前
書道	陵源書院	○	火(月3回)	午前					
	ゆきお書道教室	○	水・木・土	午後2・夜間	花	花サークルブルメリア	○	水	午後1
	かな書道ききょうの会	○	第2・4木	午前	はがき絵	志段味はがき絵教室	○	第1土	午前
民謡	佐野民謡会	○	水	午後1	石けん作り	石けん教室Tubaki	○	第2日・第4土	午後1
民踊	豊勝慶会	○	月	午後1	洋裁・編み物	クラフト教室	○	月・金	午前・午後
					絵画	アトリエSHIN	○	第1・3金	午後1
着付け	瀧きもの着付け教室	○	第1・3金	午前	フラダンス	フラオマヒナ	○	火・木	午前・夜間
大正琴	大正琴の会	○	第1・3木	午前	多言語	ヒッポファミリークラブ	○	金	夜間
詩吟	吟風会	○	第1・3日	午前	英語(高校まで)	ラボ鈴木パーティ	○	金	夜間
歌声	うたごえあすなろ	○	第3土	夜間					
手話	手話サークルホテル	○	水(月3回)	夜間					

※詳しくは活動日に直接、代表の方にお聞きください。

【コロナ禍 開館時間 10:00～20:00】
時間区分

午前	10:00～12:30
午後1	13:00～15:30
午後2	15:30～18:00
夜間	18:30～20:00

【お問合せ先】
志段味地区会館 052-736-4767



施設の空室状況はHPからもご覧いただけます！

HP: <http://shidami.chikukaikan.com/>

コロナ禍利用人数

各部屋の空き状況は電話・HPで確認できます。

お気軽にお問い合わせください。

和室(定員6名)	800円～
和室+談話室(定員10名)	1,500円～
茶室(定員3名)	800円～
実習室(定員15名)	700円～
第1集会室(定員12名)	600円～
第2集会室(定員12名)	600円～
体育室(定員112名)	内容により異なります

※1 入場料その他これを類するものを徴収し、
又は営利を目的とする場合の利用料金は、
基準額の1.5倍とします。

※2 コロナ感染症対策の人数となります。